

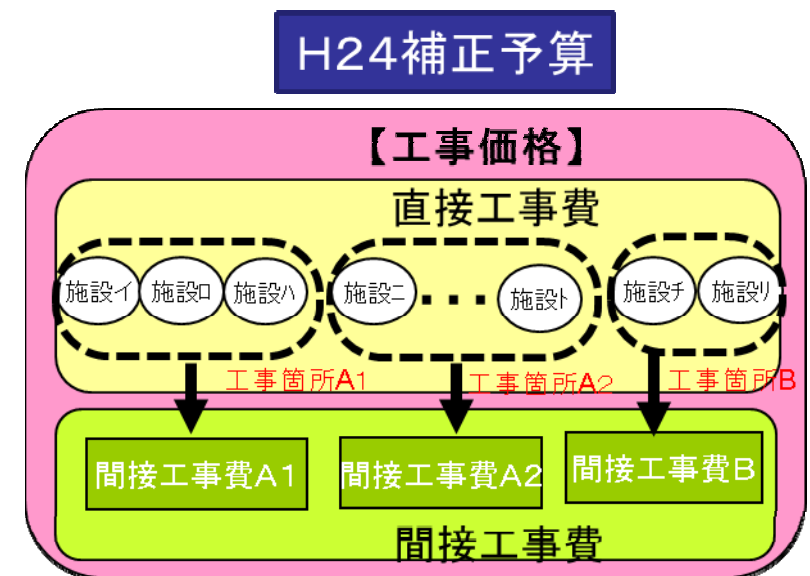
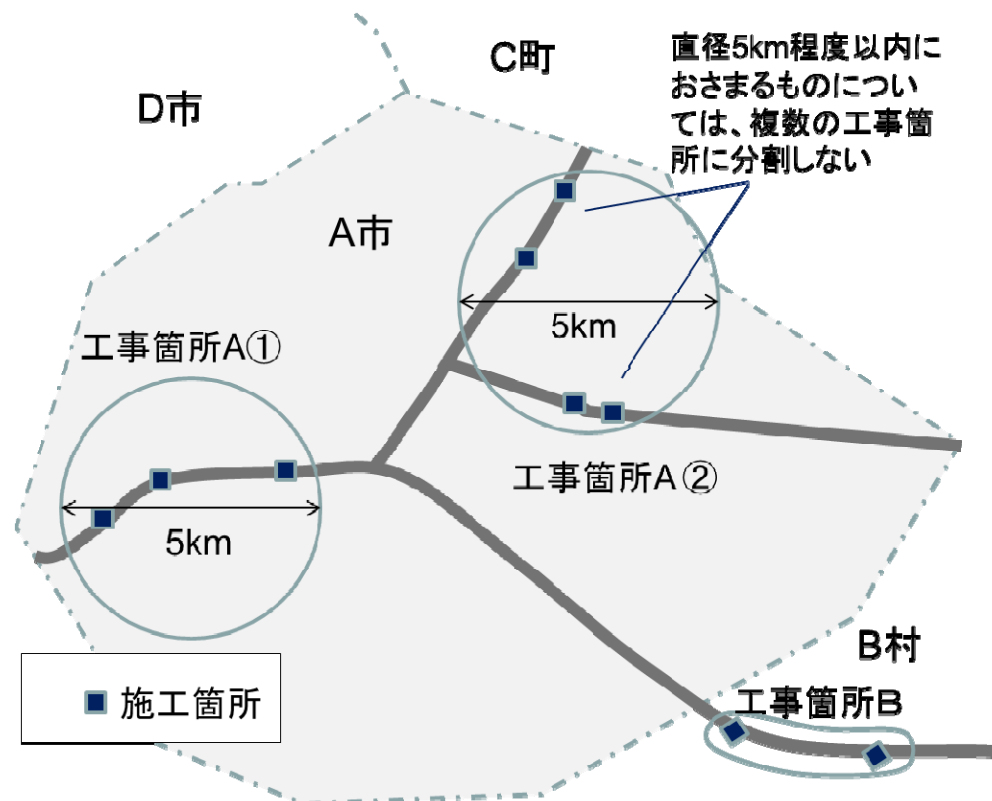
平成24年度補正予算等の執行における積算方法等 に関する試行について

関東地方整備局 企画部 技術管理課

施工箇所が点在する工事の積算手法の試行

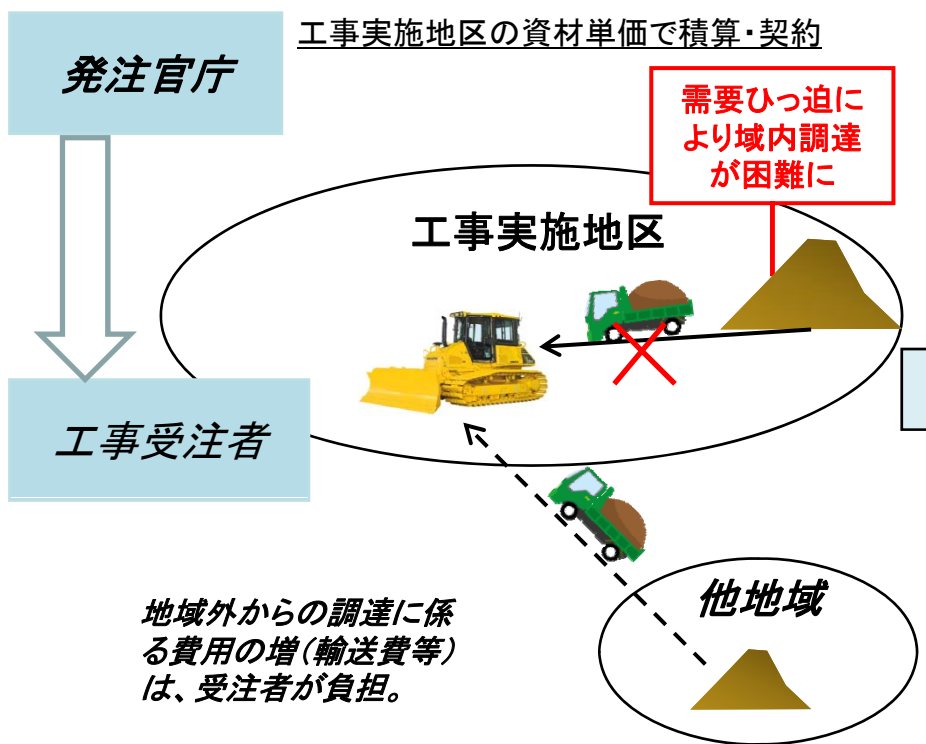
- 施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際にかかる費用に乖離が考えられる為、市町村をまたぎ、施工箇所が複数ある工事について、工事箇所毎(市町村単位)に共通仮設費、現場管理費の算出を可能とする試行を平成22年度より実施。
- 今回は、平成24年度補正予算成立日以降に入札契約手続きを開始する工事【当分の間】において、施工箇所が複数あり、施工箇所の点在範囲が5km程度を越え、工事の施工形態等を考慮すると、同一箇所として取り扱った場合に積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じる恐れがあると発注者が判断するものに試行。

※既発注済工事には適用しない。

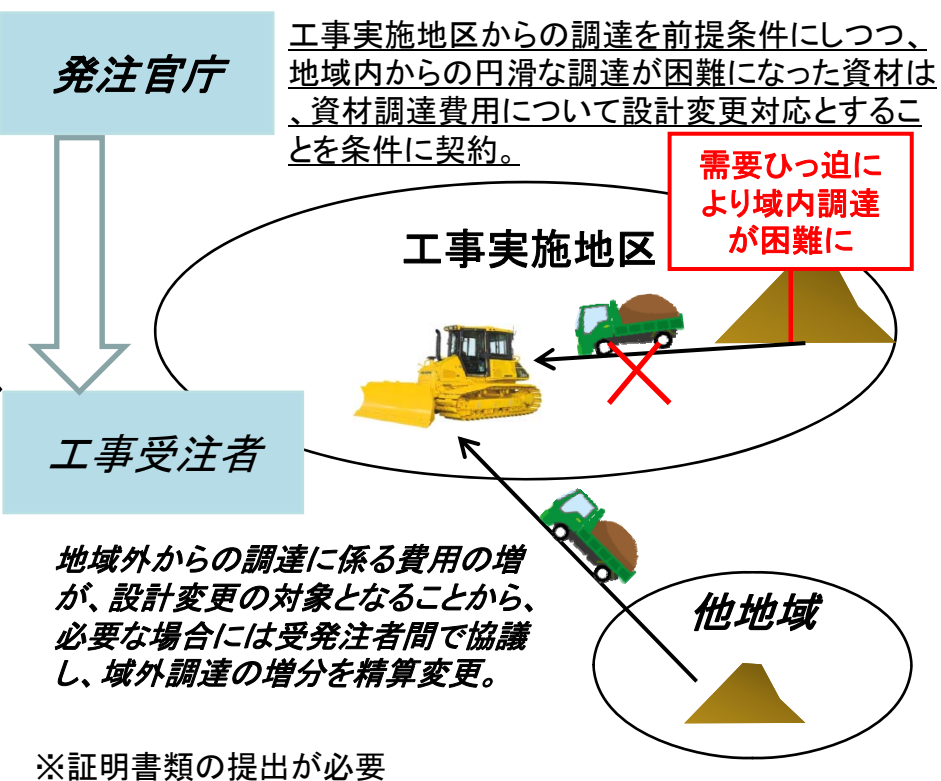


- 平成24年度補正予算の成立日以降に入札契約手続きを開始する工事、及び、平成24年度補正予算の成立日以降に既契約工事に追加する工事を対象。【当分の間】
- 一部の建設資材の調達について、安定的な確保の為に場合によっては遠隔地から調達せざるを得ない場合が想定される為、その輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うこととする。
- このような場合が見込まれる場合には、発注者と受注者で協議を行うこととする。

現状



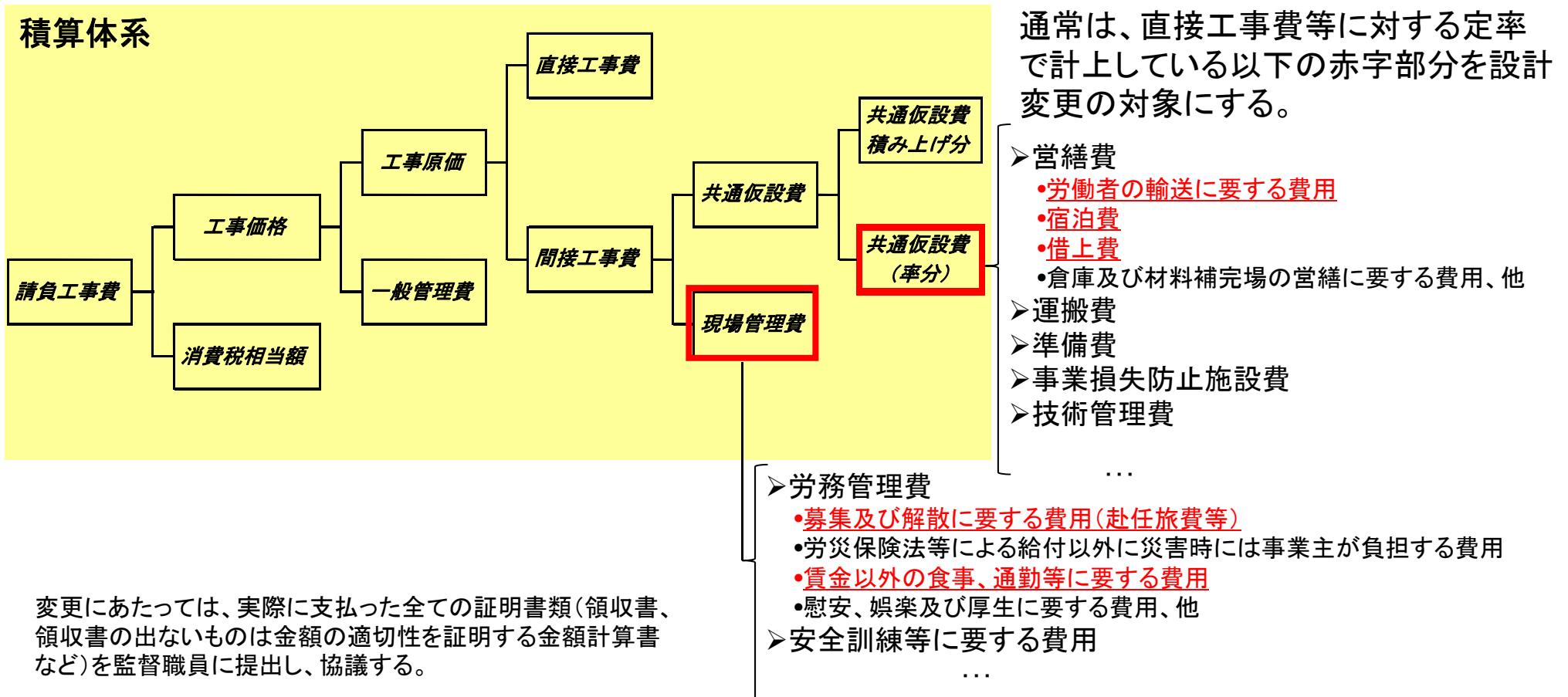
対策



労働者を遠隔地から調達する場合の追加コストの支払い

- 平成24年度補正予算の成立日以降に入札契約手続きを開始する工事、及び、平成24年度補正予算の成立日以降に既契約工事に追加する工事を対象。【当分の間】
- 今後の工事の本格化に伴い、労務市場がひっ迫し、宿泊費や労働者の赴任手当など地域外からの労働者確保が必要になる場合が想定される為、労働者確保に伴う必要な費用(下記赤字)において設計変更の対象とすることができることとする。
- このような場合が見込まれる場合には、発注者と受注者で協議を行うこととする。

積算体系



変更にあたっては、実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を監督職員に提出し、協議する。